

住 民 税

個 人 の 市 民 税

個 人 の 県 民 税

法 人 の 市 民 税

個人 の 市 民 税

1. 税 率 均 等 割 3, 500円

所 得 割 標準税率 6 %

2. 個人市民税の内訳

単位 千円

年度	合計		均等割		所得割	
	人員	税額	人員	税額	人員	税額
	合 計					
平成24年度	27,220	1,946,997	27,220	76,996	17,849	1,870,001
25	27,210	2,016,966	27,210	77,078	17,903	1,939,887
26	27,040	2,040,940	27,040	89,204	17,638	1,951,736
27	26,723	2,016,191	26,723	88,093	17,470	1,928,097
28	26,463	2,010,740	26,463	92,622	17,044	1,918,118
	普 通 徴 収					
平成24年度	17,314	787,607	17,314	52,604	8,377	735,003
25	17,457	820,740	17,458	53,139	8,556	767,600
26	17,245	873,768	17,245	61,200	8,243	812,568
27	16,883	838,619	16,883	59,908	8,064	778,710
28	16,132	788,611	16,132	62,235	7,215	726,376
内年金特徴分	4,070	125,928	3,389	9,267	3,516	116,660
	特 別 徴 収					
平成24年度	9,906	1,159,390	9,906	24,392	9,472	1,134,998
25	9,753	1,196,226	9,752	23,939	9,347	1,172,287
26	9,795	1,167,172	9,795	28,004	9,395	1,139,168
27	9,840	1,177,572	9,840	28,185	9,406	1,149,387
28	10,331	1,222,129	10,331	30,387	9,829	1,191,742

平成28年度は、6月30日現在

3. 平成28年度所得割額調べ（平成28年6月30日現在）

(1) 所得段階別

単位 千円、構成比%

課税所得段階	人員	総所得金額	課税 所得金額	算出 所得割額	差引 所得割額	構成比
合計	17,044	51,725,102	35,090,464	2,002,054	1,918,118	100.00
10万円以下	849	1,662,656	1,149,691	36,106	34,141	1.78
100万円 "	7,283	10,217,846	4,689,794	262,228	241,962	12.61
200万円 "	4,895	11,718,214	7,090,797	420,134	402,539	20.99
300万円 "	1,904	7,133,728	4,764,164	281,263	272,893	14.23
400万円 "	866	4,430,483	3,110,915	182,718	179,123	9.34
550万円 "	532	3,389,661	2,489,263	148,471	145,106	7.57
700万円 "	237	1,957,729	1,536,770	89,456	87,355	4.55
1,000万円 "	215	2,334,894	1,928,661	111,568	108,949	5.68
1,000万円超	263	8,879,891	8,330,409	470,110	446,050	23.25

(2) 所得区分別

単位 千円、構成比%

所得区分	人員	総所得金額	課税 所得金額	算出 所得割額	差引 所得割額	構成比
合計	17,044	48,237,039	35,090,464	2,002,054	1,918,118	100.00
給与	11,897	34,498,123	22,424,864	1,345,011	1,302,336	67.90
営業等	935	3,338,200	2,339,686	140,343	137,282	7.16
農業	5	14,237	8,346	501	490	0.02
その他	3,949	7,628,190	4,365,145	261,747	245,303	12.79
分離譲渡	258	2,758,289	5,952,423	254,452	232,707	12.13

4. 個人住民税の所得控除額及び非課税の範囲

(1) 平成28年度所得控除額等一覧表

控除の種類	控除額等の内容	
雑 損	次のいずれかの多い金額 ①(損失の金額－保険等により補填された額)－(総所得金額等×1/10) ②(災害関連支出の額－保険等により補填された額)－5万円	
医 療 費	(支払った医療費－保険等により補填された額) －{(総所得金額等×5/100)又は10万円のいずれか低い額} 限度額 200万円	
小規模企業 共済等掛金	小規模企業共済法の規定による共済契約により支払った掛金及び地方公共団体が実施する心身障害者共済制度に支払った掛金……………支払った額	
社会保険料	支払った額	
一般生命保険料 介護医療保険料 個人年金保険料	I.平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る控除 支払った保険料が ①12,000円以下の場合……………支払った保険料の金額 ②12,000円を超え32,000円以下の場合……………(支払った保険料の金額)×1/2+6,000円 ③32,000円を超え56,000円以下の場合……………(支払った保険料の金額)×1/4+14,000円 ④56,000円を超える場合……………28,000円 II.平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る控除 支払った保険料が ①15,000円以下の場合……………支払った保険料の金額 ②15,000円を超え40,000円以下の場合……………(支払った保険料の金額)×1/2+7,500円 ③40,000円を超え70,000円以下の場合……………(支払った保険料の金額)×1/4+17,500円 ④70,000円を超える場合……………35,000円 III.新契約と旧契約の双方についての保険料控除の適用を受ける場合の控除 イ 新契約と旧契約それぞれで計算した金額の合計額(限度額28,000円) ロ 新契約のみで計算した金額(限度額28,000円) ハ 旧契約のみで計算した金額(限度額35,000円)	
地震保険料	※地震保険契約等に係るものである場合 支払った保険料が ①50,000円以下の場合……………支払った保険料の1/2 ②50,001円以上の場合……………25,000円 ※旧長期損害保険契約等に係るものである場合 支払った保険料が ①5,000円以下の場合……………支払った保険料の金額 ②5,000円を超え15,000円以下の場合……………(支払った保険料の金額)×1/2+2,500円 ③15,000円を超える場合……………10,000円 ◆地震保険料、旧長期損害保険料合わせて最高25,000円	
扶養控除等	配偶者 330,000 円 配偶者特別 (配偶者の所得に応じて減額) 330,000 円 老人配偶者 380,000 円 障害者 260,000 円 特別障害者 300,000 円 同居特別障害者 530,000 円 基礎 330,000 円	一般扶養 330,000 円 老人扶養 380,000 円 同居老親等 450,000 円 特定扶養 450,000 円 寡婦(夫) 260,000 円 特定寡婦 300,000 円 勤労学生 260,000 円

※平成24年度より16歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除が廃止

(2) 非課税の範囲

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下である者

個人 の 県 民 税

1. 税 率 均 等 割 1, 900円 (内400円は森林づくり県民税)

所 得 割 標 準 税 率 4 %

2. 個人県民税の内訳

単位 千円

年度	合 計		均 等 割		所 得 割	
	人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額
	合 計					
平成24年度	27,220	1,280,317	27,220	35,934	17,812	1,244,383
25	27,210	1,327,543	27,210	35,972	17,883	1,291,571
26	27,040	1,347,937	27,040	48,409	17,627	1,299,528
27	26,723	1,331,835	26,723	47,811	17,465	1,284,024
28	26,545	1,330,027	26,545	50,361	17,118	1,279,666
	普 通 徴 収					
平成24年度	17,314	513,771	17,314	24,549	8,340	489,222
25	17,457	536,099	17,458	24,798	8,536	511,301
26	17,245	574,396	17,245	33,205	8,232	541,191
27	16,883	551,123	16,883	32,509	8,059	518,614
28	16,214	519,899	16,214	33,863	7,289	486,036
内年金特徴分	4,070	82,756	3,389	5,031	3,515	77,725
	特 別 徴 収					
平成24年度	9,906	766,546	9,906	11,385	9,472	755,161
25	9,753	791,444	9,752	11,174	9,347	780,270
26	9,795	773,541	9,795	15,204	9,395	758,337
27	9,840	780,712	9,840	15,302	9,406	765,410
28	10,331	810,128	10,331	16,498	9,829	793,630

平成28年度は、6月30日現在

3. 県民税徴収取扱費

単位 円

年度	合 計			納税通知書数
		納税通知書分	払込金額分	
平成24年度	94,647,709	81,660,000	12,987,709	27,220
25	85,471,032			27,220
26	88,177,499	(制度改正により、県民税納税者1人につき3,000円)		27,040
27	85,244,480			26,723
28	86,522,636			28,840 人

平成28年度、予算数値

法 人 の 市 民 税

1. 法人市民税の税率

(1) 均等割

法人等の区分		均等割額	
資本金	従業員数		
50億円超	50人超	9号(旧1号)	300万円
10億円超～50億円	50人超	8号(旧2号)	175万円
10億円超	50人以下	7号(旧3号)	41万円
1億円超～10億円	50人超	6号(旧4号)	40万円
1億円超～10億円	50人以下	5号(旧5号)	16万円
1千万円超～1億円	50人超	4号(旧6号)	15万円
1千万円超～1億円	50人以下	3号(旧7号)	13万円
1千万円以下	50人超	2号(旧8号)	12万円
上記に掲げる法人以外の法人		1号(旧9号)	5万円

(2) 法人税割

標準税率 12.3%

※平成26年10月1日以降から開始する
事業年度のものについては9.7%

2. 法人市民税納税義務者数

単位 件

年 度	合 計	地 方 税 法 第 3 1 2 条 第 1 項								
		9号 (旧1号)	8号 (旧2号)	7号 (旧3号)	6号 (旧4号)	5号 (旧5号)	4号 (旧6号)	3号 (旧7号)	2号 (旧8号)	1号 (旧9号)
平成23年度	2,203	10	4	135	6	126	18	383	18	1,503
24	2,201	8	3	143	7	122	18	372	19	1,509
25	2,217	8	3	145	8	122	17	364	14	1,536
26	2,210	8	3	148	8	123	18	359	13	1,530
27	2,202	9	4	152	8	124	18	365	15	1,507

3. 調定件数及び調定額

単位 千円

年 度	合 計		均 等 割		法 人 税 割	
	調定件数	調 定 額	調定件数	調 定 額	調定件数	調 定 額
平成23年度	2,625	447,494	2,513	242,731	704	204,763
24	2,563	448,255	2,460	234,186	716	214,069
25	2,547	471,553	2,439	229,067	746	242,486
26	2,642	548,851	2,509	232,796	868	316,055
27	2,624	529,680	2,496	226,810	892	302,870

※ 法人号数の変更は、平成20年の地方税法改正によるものです。